

災害時におけるペットの同伴避難にかかる協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と学校法人立志舎（以下「乙」という。）は、災害時におけるペットの同伴避難にかかる協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪市域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が甲に対して行うペットの同伴避難にかかる協力に関して、必要な事項を定める。

（協力する施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 大阪市天王寺区茶臼山町1番15号

施設名 大阪動物専門学校天王寺校

2 ペットの同伴避難所（以下「避難所」という。）として使用する場所については、乙があらかじめ指定した区画（以下「施設」という。）とし、災害時等の施設の被災状況等を確認し、甲に対して提示するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、災害時等において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

(1) 乙の施設内においてペットとその飼い主が同室で避難できる避難所の提供及び当該避難所の運営補助。なお、避難所の運営は、甲が指定する委託事業者に別途、甲が要請するものとする。

(2) ペットの飼養に必要なケージの貸出
ただし、ペット用の物資については、原則、飼い主が用意するものとする。

(3) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議のうえ必要と認める事項

（受入れ対象となるペット）

第4条 乙が受け入れることのできるペットは、犬又は猫とする。

（要請の手続）

第5条 乙は、災害発生後直ちに施設の状況等を確認し、ペットの同伴避難の受入れ協力が可能となった時点で速やかに第2条第2項に規定する避難所として使用する場所を甲に連絡するものとする。

2 甲は、災害時等に必要があると認めるときは、乙に対し、第3条に規定する協力を要請する。

3 甲は、前項の規定に基づく要請は、原則、協力業務要請書（様式第1号）により書面（電磁的記録も含む。）により行うこととする。ただし、書面によることが困難な

場合、又は緊急を要する場合は、口頭その他伝達可能な手段により要請をすることができるものとし、事後速やかに同書面を送付するものとする。

(協力の実施等)

第6条 乙は、前条第2項の要請を受けたときは、自己の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じることができる場合は、協力業務要請受諾書(様式第2号)を速やかに甲へ書面(電磁的記録も含む。)により提出するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電信若しくは電話その他の方法により連絡し、その後速やかに同書面を甲に提出する。

(協力の条件等)

第7条 避難所の提供期間(以下「協力期間」という。)は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 甲は、乙の事業に支障をきたすと判断し、乙が甲に連絡した場合は、乙が早期に事業の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。
- 3 乙は、甲が指定する委託事業者と連携して避難所の運営補助を行うものとする。

(飼い主への物資の提供等)

第8条 乙は、協力期間において、甲よりペットの飼い主用の避難生活用物資の提供を受けた場合は、ペットの飼い主に当該物資を提供することとする。

- 2 甲がペットの飼い主用の備蓄物資を事前に用意した場合は、乙は、第2条で定める施設において可能な範囲で備蓄するものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本協定に基づくペットの同伴避難にかかる協力に際し、取得した個人情報について、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等の趣旨を踏まえてその内容を遵守し、適切に管理する。また、受入れの際に収集した個人情報の記載された用紙などは、本協力の目的外利用や、第三者との共有を行わず、施錠できる保管庫に入れるなど、適切に管理を行うこととし、本協力の終了後に不要となった個人情報の記載された用紙などは裁断機を利用するなど、適切に廃棄処理を行う。

(費用負担)

第10条 第3条の規定により要した費用は、災害救助法の適用の範囲内で、甲が負担する。ただし、災害救助法が適用されない場合にあっては、甲乙協議のうえ、その負担額を決定する。

(費用の請求及び支払)

第 11 条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により請求するものとする。甲は、乙から請求があった場合にはその内容を確認し、当該費用を乙に支払うものとする。

(事故等への対応)

第 12 条 この協定に基づく施設の利用に関し、飼い主の責めに帰すべき事由による施設の損害や人身に関わる事故、その他の事象により紛争が生じた場合は、甲、乙が協力して解決に当たることとする。但し、甲又は乙の故意又は過失により紛争が生じた場合には、甲又は乙の一方が解決に当たることとする。

2 同伴避難しているペットに被害が生じたときは、前項の規定に関わらず、その被害の発生に関して、甲又は乙に管理運営上の瑕疵その他故意又は過失がある場合に限り、甲又は乙の一方がペットの飼い主に対する責任を負うものとする。

3 前 2 項において、委託事業者の責めに帰すべき事由による場合は、別途締結する協定書により取り扱うものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、相手方に連絡票（様式第 3 号）により書面（電磁的記録も含む。）で通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の効力及び更新)

第 14 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から起算して 1 年間とする。ただし、本協定期間満了日の 1 か月前までに、甲乙のいずれかから文書によって本協定を更新しない旨の通知がない場合は、期間満了日の翌日から、本協定と同一条件をもって更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 15 条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議のうえ、その都度、決定する。

(管轄裁判所)

第 16 条 甲及び乙は、本協定書に関する一切の訴訟の提起、又は調停の申立ては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和8年9月29日

甲 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 東京都墨田区錦糸1丁目2番1号
学校法人 立志舎
代表者 理事長 田中 壮

学校法人 立志舎 理事長様

大阪市長

協力業務要請書

「災害時におけるペットの同伴避難にかかる協力に関する協定書」第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 協力を要請する理由

2 協力要請内容

要請番号	
要請内容	
実施期間	
実施場所	
要請担当者 (所属・氏名・連絡先)	
その他	

大阪市長 様

学校法人 立志舎 理事長

協力業務要請受諾書

「災害時におけるペットの同伴避難にかかる協力に関する協定書」第 6 条第 1 項
及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請を受諾します。

1 受諾内容

要請番号	
受諾事業所担当者 (所属・氏名・連絡先)	
受諾内容	
実施期間	
実施場所	
実施担当者 (所属・氏名・連絡先)	
その他	

連絡票

団体名		代表者	
所在地			

連絡責任者

所属			
役職		氏名	
所在地			
連絡先 （第1優先）	TEL	時間内（〇～〇時）	
		時間外（〇～〇時）	
	FAX		
	E-Mail		

夜間・休日等の連絡先 ※第1優先と同一の場合は「同上」と記載。該当ない場合は「―」

第2優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	
第3優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	
第4優先	TEL		担当部署	
	FAX		担当者役職	
			担当者氏名	

備考

--